

横浜市立師岡小学校PTA規約

第 1 章 名称・事務所

第1条 この会は、横浜市立師岡小学校PTAといい、事務所を師岡小学校におく。

第 2 章 目的・活動

第2条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における、児童や青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. 会員相互の教養の向上と親和を図る。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童青少年の生活を補導する。
3. 児童、青少年の教育環境の充実に努める。
4. 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。

第 3 章 方 針

第4条 この会は、つぎの行為をしてはならない。

1. 特定の政党や宗教に偏ったり、この会または役員の名で公私の選挙の候補者を推選すること。
2. もっぱら営利を目的とする行為、または学校の人事、その他管理に干渉すること。

第 4 章 会 員

第5条 この会の会員となることのできるものは、つぎの通りである。

1. 師岡小学校に在籍する児童の保護者。
2. 師岡小学校教職員。

第6条 この会の会員はつぎの会費を納めるものとする。

第 5 章 会 計

第7条 会費は1世帯あたり月額400円、12か月とする。

第8条 この会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入によってまかなう。

第9条 この会の運営は、総会において議決された予算をもとに行う。

第10条 この会の決算は、総会に報告し、承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第 6 章 役 員

第12条 この会の役員はつぎの通りとする。

1. 会 長 1名（父母）
副会長 2名以上（父母）
会 計 2名以上（父母と副校長）
書 記 2名以上（父母と教員）
顧 問 若干名

2. 役員は他の役員、会計監査委員または役員推選班を兼ねることはできない。

第13条 役員は、役員推選班の推選により2月総会の承認を得なければならない。但し、顧問は運営委員会の推選により、会長が委嘱する。

第14条 役員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

第15条 役員に欠員を生じた時は、運営委員会で推選し、総会の承認を得る。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第16条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第17条 書記は会長の指示に従って、この会の庶務を行ない、会計は会計事務を処理する。

第7章 会計監査

第18条 この会の経理を監査するために、2名以上の会計監査委員（父母）をおき任期は1年とする。

第19条 会計監査委員は、総会で選出し必要に応じ会計監査を行う。

第8章 役員推選班

第20条 役員の候補者を推選するときは、役員推選班（以下「推選班」という）をおく。

第21条 推選班の数と選出の方法は細則で定める。

第9章 総会

第22条 総会は会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。

第23条 総会は定期総会、および臨時総会とする。

1. 定期総会は、5月、2月または3月に開催する。

2. 臨時総会は、運営委員、全委員会が必要と認めた時、または、会員の10分の1以上の要求があった時開催する。

第24条 総会は、会員の5分の1以上の出席を必要とし、議事は出席者の過半数で決する。但し、委任状を認める。

第25条 全委員会は、役員、PTA委員、校外委員ならびに全教職員をもって構成する。

第26条 全委員会は、総会につぐ決議機関で、会長が必要と認めた時、または第25条に定める構成員全員の3分の1以上の要求があった時開催し、議事は出席者の過半数で決める。

第10章 運営委員会

第27条 本会を運営するために、運営委員会を設置する。

第28条 運営委員会は、役員、校長、校外委員長、副委員長、各班長、副班長をもって構成し、会務の処理に当たる。

第11章 校内委員会

第29条 この会の目的を推進するために必要な委員会を設置する。

1. 各校内委員会の委員は、PTA委員、教職員で構成し、班長1名（父母）、副班長1名（父母、但し校外生活委員会のみ2名以上）

2. 班長、副班長の選出は委員の互選。
3. 校内委員会の活動については細則に従う。

第30条 この会が必要と認めた時は、運営委員会の承認を得て特別委員会をおくことができる。これについては細則に定める。

第 12 章 細 則

第31条 この会の細則は運営委員会の議決を経て定める。議決には運営委員の3分の2以上の出席を必要とし、議事は出席者の3分の2以上をもって決する。またその結果を次期総会に報告しなければならない。

第 13 章 改 正

第32条 この規約は、総会で、出席の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。また、改正案は総会開催以前に全会員に知らせなければならない。

細 則

1. 役員推選班、校内委員、校外生活委員の選出。

- (1) 推選班は代表4名以上、教職員代表2名、運営委員代表1名とし、班長は推選班の互選による。
- (2) 校内委員は、立候補および推選班による厳選な抽選により選出し、各班に所属する。但し、児童1人に対して2回以上校内委員に選出される場合、班長・副班長の選出を辞退することができる。
- (3) 校内委員の任期は1年とし、再選はさまたげない。
- (4) 校外生活委員は、各地区父母より1～2名を選出する。
- (5) 校外生活委員の任期は、2月から翌年の3月末までとし、再選はさまたげない。
- (6) 役員、校内委員、校外委員は同じ年1つのみしかしてはならない。

2. 委員会・特別委員会

- (1) 委員会は、保健班、運動会班、ベルマーク班、役員推薦班の4班および校外生活委員とする。
 - 保健班——学校保健に協力して、体育保健の向上、児童の福祉厚生をはかり教育環境の整備にあたる。
 - ベルマーク班——教育効果の向上をはかるため環境の整備に協力する。
 - 運動会班——学校と協力して児童の運動会が円滑に進むように協力する。
 - 役員推選班——役員の推選および校内委員の選出を行う。
 - 校外生活委員会——学校・社会教育団体と協力して児童の校外指導に協力する。
- (2) 班長は、必要に応じて委員会を開くことができる。
- (3) 特別委員会の委員長は、会長が指名する。
- (4) 特別委員会の委員長は、運営委員会に出席できる。
- (5) 特別委員会は、任務が終了したとき解散する。

3. 交通費

交通費——PTA活動の為に、交通機関を利用する場合は、それに要した実費を支払う。

4. 個人情報の取り扱い

個人情報保護法の主旨に則り、この会の会員は名簿、連絡網等の個人情報の取り扱いに留意し、目的外に使用しないこと。また、年度末やその目的が終了した時点で速やかに破棄すること。

昭和47年	5月16日	制定
昭和48年	3月11日	一部改正
昭和50年	4月1日	一部改正
昭和52年	4月1日	一部改正
昭和56年	2月23日	一部改正
昭和63年	4月1日	一部改正（第7条）
平成2年	4月1日	細則一部変更
平成12年	4月1日	細則一部変更
平成15年	5月16日	一部改正
平成20年	4月1日	細則一部変更
平成21年	4月1日	一部改正（第12条）
平成24年	1月16日	細則一部変更
平成24年	2月17日	一部改正（第13条、第23条、第26条、第31条）
令和4年	2月21日	一部改訂（第10章、細則一部変更）